

住宅の容積率緩和制度の見直し  
 地域説明会及びパブリックコメントの意見の要旨及び市の考え方

番号	類型	パブリックコメント(要旨)	同意見	市の考え方
1~3	方針	・容積率緩和制度の見直しに賛成します。	他2件	・今後とも、良好な市街地環境の維持、保全に努めてまいりますのでご協力をお願いします。
4		・県内唯一の緩和が市民の暮らしに悪しき影響を及ぼしていると思っています。近隣の自治体と並ぶ容積率に戻すことは大歓迎です。威圧感や圧迫感を生む建築物は平塚にも、またこの自治体でも歓迎されるものではありません。「平塚なら造れる」など考えられては迷惑ですし、今回の見直しは当たり前でもあり、有難いことです。		
5		・平塚市がこのような緩和制度を受け入れたことを、市民の気持ちを無視した恥ずべきことと感じていました。緩和の見直しにはご苦労があったことと推察しますが、もろ手を挙げて賛成です。		
6	緩和規定	・総合設計制度による緩和措置について、1.5倍というのは許せません。		・総合設計制度は、建築基準法で規定された制度で、市街地環境に資する優良な建物に対し許可されるものです。また、誰もが利用できる空地の大きさなどに応じて容積率が1.5倍まで緩和されるもので、全てが1.5倍まで緩和されるものではありません。
7	その他	・平成15年の容積率緩和規定は悪法だと思う。はじめから総合設計制度にすればよかった。		・この制度が高度地区と同様に建物のボリュームや高さに関する制度であることから、高度地区の変更に合わせて廃止をし、容積率の緩和制度は総合設計制度で行うこととします。
8		・総合設計制度の紅谷町の2件については、行政主導であったはずだが、市民にあまり必要のない店舗が入っており、富士山も見えなくなり不満に思っている。		・総合設計制度は、建築基準法で規定された制度で、市街地環境に資する優良な建物に対し許可されるものです。許可に際しては適正な基準を規定し、運用するよう努めていきます。
9		・総合設計制度の紅谷町の2件ができて、全体として市民が歓迎できるものではない。		
10		・できるだけ早い施行を期待します。		・施行に向けて、努めていきます。
11		・平塚市を将来にわたって、こうしていこうという新しく作られた施策は高く評価するだけに、もっと説明会などのPRに努力していただきたい。たとえば、説明をわかりやすい言葉や、事例を例にしたらいかが。また、今日の職員を、二人ずつ分ければ町会単位でも出来たと思います。頑張ってください。		・今後、説明会開催にあたっては、いただいたご意見を参考といたします。